

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と翌日)
が休日は、(当そ)

昭和四十九年二月鳥取県告示第八十三号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和五十年二月九日限り廃止する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区分 （十二歳以上の者）	中 （未満の者）		小 （六歳未満の者）	婦人洗髪
	（六歳以上十二歳）	（六歳未満の者）		
八十五円	四十円	十五円	二十円	

鳥取県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画変更計画書

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する

地方農林振興局

鳥取県告示第二十六号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十年二月十日から施行する。

鳥取県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を昭和五十年一月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十九号

昭和五十年一月十七日付けで大鷲土地改良区から申請のあつた土地改良（石塚地区農業用用排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地三 大鷲土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

昭和五十年一月十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

昭和四十九年十月十二日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井（農地造成）地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する

同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月七日

鳥取県知事
平林鴻三

- 一　縦覧に供する書類
二　換地計画書の写し
三　縦覧に供する期間
昭和五十年二月十日
四　縦覧に供する場所
鳥取市役所
五　異議の申出

昭和五十一年一月十日から一月間

三 級覽に供する場所

異議の申出

利害關係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

教育委員會規則

鳥取県立盲学校、聾学校^{ろう}学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年二月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠臣

鳥取県教育委員会規則第二号

			中
		高等部	
工芸科	被服科	表具科	產業工芸科

普通科	保健理療科	理療科
三	三	二
三〇	三〇	一〇

に改め、同表の鳥取県立鳥取聾学校の項

盲学校の項中				
専攻科	高等部			
	理療科	保健理療科	普通科	
二	三	三	三	三
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇

高等部

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則
鳥取県立盲学校、^{ろう}聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取省教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則

正

誤

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則（昭和四十九年十月鳥
取県規則第六十七号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 終わりから二 併せて十四単位 五科目八単位以上

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取 県

【定額一部一箇月三百円（送料を含む。）】